令 和 5 年 4 月 7 日
久留米市立久留米商業高等学校

久留米商業高等学校　人権・部落問題学習に関する基本方針

1　人権・同和教育推進委員会

（1）　組織

①　人権・同和教育推進委員

ア）教頭・修学支援・１学年・２学年・３学年・教務部・総務部・保健環境部・生徒指導部・研修部・進路指導部より、人権・同和教育推進委員として１名ないし２名参加する。

イ）今後継続した取り組みをしていかなければならないため、人権・同和教育推進委員会は原則**教諭**で組織する。人権・同和教育推進委員会の会議に担当者が不在の場合は、必ず代理を立てる。この場合は、講師の先生でも可能とする。

ウ）教頭を、人権・同和教育推進委員会の長とする。

（2）　業務内容

①　会議（定例会・臨時会）

ア）月に一回、定例の人権・同和教育推進委員会を開催する。原則第二金曜日の 16 時 20 分より大会議室にて開催する。

イ）司会は、委員長(教頭)が行う。

ウ）毎回、臨時的に、会議をする必要性がある場合は、委員長が臨時人権・同和教育推進委員会を招集する。

②　人権・同和教育の推進

ア）南筑・三井中央（久留米市立高校連絡会）及び南小学校・牟田山中学校・久留米特別支援学校・附属小・中学校（牟田山中学校区学園コミュニティ）で授業公開実施予定。

イ）授業公開運営補助は、研修部・教務部と連携して行う。

ウ）推進計画の策定から授業実践までの流れ

（校長より）学校教育目標および方針
↓
人権・同和教育推進計画を策定
↓
人権・部落問題学習カリキュラムの策定
↓
年間５～６回の人権・部落問題学習の授業実践および評価

エ）　人権・同和教育に関する授業の名称を、「**人権・部落問題学習**」とする。

オ）　修学支援担当が人権・部落問題学習のカリキュラムの原案を作成し、学年で具体的内容を協議の上、人権・同和教育推進委員会で協議し、決定する。

カ）　人権・部落問題学習カリキュラムは、３年間を見通し、系統立てたものとする。

③　教育課題の学習（様々な人権課題に関する学習を行う。）

④　人権・同和教育に関する研修会や小・中学校の公開授業等への参加

2　人権・部落問題学習

（1）　年間授業計画

①　人権・部落問題学習を実践し、授業整理会で評価して次時につなげる。

②　人権・部落問題学習は、各学期２時間を基本に、年６時間を目安に実施する。

③　各学年、年間１回は、当事者を含めた外部講師等を招聘し、生徒たちと出会わせる。

④　当事者を含めた外部講師等は、子どもたちの実態や教師の思いをもとに、学年が修学支援と相談し、計画を立てる。

⑤　研修部と連携し、年度末（各学年同一日同一時間帯）に、人権・部落問題学習の総括会を大会議室にて実施する。司会進行は研修部が行う。全体で修学支援が、総括会主旨説明を行った後、分散会で学年ごとに総括の協議を行う。旧学年から新学年（仮）への引継ぎを行う。

※第三学年内容引き継ぎ

旧３年担任６名、副担任６名、学年付き６名→旧２年担任３名、担任クラスの副担任・学年付き

第二学年内容引き継ぎ

旧２年担任３名、担任クラスの副担任・学年付き→旧１年担任３名、副担任３名、学年付き３名

第一学年内容引き継ぎ

旧１年担任３名、担任クラスの副担任・学年付き→新１年担任（決定している人数で）

※新１年担任６名が決定次第、総括会で出た内容を学年で共有する。

⑥　春休み期間中に前年度の成果と課題を参考にし、年間カリキュラムを立てる。

（４月第１週に教育委員会へ提出のため）

（２）　学習指導案

①　統一した書式の学習指導案を使用する。（形式）

②　学年で各回の指導案作成の担当者を決め、作成する。

（例）　担任＋担任もしくは、担任＋副担任など。

③　教材ありきではなく、出口を見通し、現在の生徒の実態を踏まえた学習指導案の作成を行う。

④　当該学年の生徒の実態に応じて作成するが、前年度の学習指導案を参考にすることもできる。

⑤　生徒が交流する場面（自分の思いを伝え、他者の思いを受け止める手立て）や教師の思いを語る場面を取り入れる。

⑥　学習指導案は、指導案検討会（担・副・学年つき・同推委員）で協議し、確定する。

（３）　指導案検討会

①　指導案検討会は、学年主催で実施する。人権・部落問題学習の最低１週間前までに終了することを目安に開催する。

②　参加者は、担任・副担任・学年所属職員・人権・同和教育推進委員・希望者とする。また、外部の方（市教委や当事者および外部講師、他校の職員）の参加が必要な場合は、事前に修学支援に相談する。

③　司会・記録は、当該学年の担任以外の人権・同和教育推進委員が行う。

（４）　授業整理会

①　原則、授業日に授業整理会を開催する。時間と場所は、修学支援担当者が決定する。

②　参加者は、指導案検討会と同じメンバーで、司会・記録は、当該学年の担任以外の人権・同和教育推進委員が行う。

③　毎回の授業整理会では、(1)本時の授業を振り返り、カリキュラムに沿っていたか　(2)次時をどう展開するか、また次時にどうつなげていくかなどについて協議する。

④　成果と課題は、電子データとして記録を残す。

（５）　授業および指導案検討会、授業整理会の連絡

①　月間行事予定に授業日の日程を書きこむ。会場を押さえる。（修学支援）

②　それぞれの実施日の事前に、職員朝礼で口頭連絡を行い、授業日の職員朝礼で、授業内容・授業整理会の時間と会場を全職員に紹介する。（修学支援）

③　授業日までに、学習指導案およびワークシートを全職員に配布する。

（修学支援、当該学年の人権・同推進委員）

（６）　授業実施および参観

①　人権・部落問題学習の授業者は、担任・副担任とする。やむを得ず、担任が授業をできない場合、原則当該クラスは別日に振り替えて実施する。なお副担任が不在の場合は、担任と必要に応じて学年所属職員で授業を行う。

②　人権・部落問題学習および授業整理会には、当該学年所属職員、主任主事、管理職も参観する。年度当初に学年を割り振り、全職員参加の体制とする。

③　年間５～６回の人権・部落問題学習には、下記に示す学習内容を必ず取り入れる。それ以外は、学年の実態等にあわせて実践する。

１学年

a　中学校の学習を振り返る（特に部落問題はどのようなことを学んできたのか）
b　様々な人権問題から学ぶ
（部落差別問題・ハンセン病元患者の人権問題・障がい者差別・性の多様性・外国人の人権問題・水俣病問題など）
※上記の人権問題を絞って調査するなど、学年の意向で決定することも可能とする。

２学年

a　部落差別の現実から学ぶ
b　部落差別の歴史から学ぶ（水平社宣言についても学ぶ）

３学年

a　就職差別から学ぶ（全国統一応募用紙）
b　当事者から学ぶ（被差別当事者や人権問題に関わる社会人）

④　取り扱う学習内容については、各学年で、事前に学習をする。また、できる限り当事者と出会う、現地に足を運ぶなどして、教師の学びを深める。

生徒も当事者や外部講師と出会うことを想定して授業づくりを行う。できれば、年度当初に出会わせたい当事者や外部講師を決定しておき、事前学習の授業づくりにも参加していただくことも視野に入れる。

⑤　生徒の活動を確保するため、電子黒板や Chromebook を有効活用する。

⑥　資料は研修録も参考にする。

３　備考

（１）平成 28 年 5 月 9 日一部改（２）平成 29 年 4 月 7 日一部改（３）平成 30 年 4 月 7 日一部改
（４）平成 31 年 4 月 8 日一部改（５）令和 2 年 4 月 3 日一部改（６）令和 3 年 4 月 5 日一部改
（７）令和 4 年 4 月 6 日一部改　（８）令和 5 年 4 月 5 日一部改